

令和2年度 監査結果報告書（9月・10月実施分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査及び同条第7項に基づく出資団体監査

2 監査の対象

令和2年度（2020年7月末日現在）の財務に係る事務の執行及び出資団体に係る出納その他の事務の執行

3 監査の対象部局及び課等

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

環境部

環境総務課，環境保全課，環境事業センター，北部環境事業所，石名坂環境事業所

教育部

教育総務課，教育指導課，学務保健課，学校給食課，学校施設課
学校（小学校，中学校）

オンブズマン事務局

会計管理者会計課

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査

株式会社藤沢市興業公社

4 監査の着眼点（個別の調査事項は、対象部局の監査の結果を参照。）

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

6 監査の実施日

2020年（令和2年）10月30日（金）

7 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	永	井	俊二
同	井	上	裕介
同	武	藤	正人

第2 監査の結果

1 環境総務課

(1) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は、浄化槽清掃費助成金ほか7件で、交付決定額25,183,200円、支出済額4,732,700円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（案）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、焼却灰溶融処理業務ほか16件で、契約金額756,309,928

円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 98,948,063 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10 件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

（３）一般廃棄物処理手数料の減免決定は適正か

一般廃棄物処理手数料の減免件数は、147 件となっている。

これらが「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、「同規則」、「藤沢市一般廃棄物処理手数料の減免に係る事務処理要綱」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、一般廃棄物処理手数料減免申請書及び同決定通知書（案）等を調査した結果、適正に執行されているものと認められた。

2 環境保全課

（１）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、大気汚染常時監視測定局保守管理業務ほか 13 件で、契約金額 48,786,628 円（単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については令和 2 年度分の契約金額である。）、支出済額 11,187,077 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

3 環境事業センター

（１）一般廃棄物処理手数料等の収入は適正か

一般廃棄物処理手数料等の収入状況は、調定額及び収入済額ともに 239,805,000 円となっている。

ア 調定額及び収入状況について

これらが「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、「同規則」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、一般廃棄物（指定収集袋）処理手数料及び一般廃棄物（動物の死体）処理手数料にあっては全件、大型ごみ処理手数料にあっては 5 月分及び 6 月分を抽出し、収納金

通知書，納付済通知書等を調査した結果，収入済額は適正なものと認められた。

イ 現金の取扱いについて

10月6日に南部収集事務所窓口の取扱現金を実査した結果，現金残高は納付券受領証兼手数料納付書，大型ごみ処理手数料収納業務報告書（日報）の合計金額と一致し，適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は，廃棄物等収集運搬業務ほか 24 件で，契約金額 1,672,259,225 円（単価契約における概算契約金額を含む。），支出済額 419,783,888 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10 件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(3) 賃借料の執行は適正か

賃借料の執行状況は，藤沢市塵芥収集車ほか 21 件で，契約金額 54,946,088 円（単価契約における概算契約金額を含み，長期継続契約については，令和 2 年度分の契約金額である。），支出済額 13,718,243 円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10 件を抽出して賃貸借契約執行決裁書，同契約書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

4 北部環境事業所

(1) 一般廃棄物処理手数料等の収入は適正か

一般廃棄物処理手数料の収入状況は，調定額 226,031,392 円，収入済額 163,145,476 円，収入未済額 62,885,916 円（7 月分の納期未到来分）となっている。

ア 調定額について

調定手続きが「藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例」，「同規則」，「藤沢市ごみ処理要綱」，「藤沢市財務規則」等（以下「条例等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて，4 月分の手数料総括決裁書，計量伝票，搬入計量データ等を抽出して調査した結果，調定額は適正なもの

と認められた。

イ 収入状況について

一般廃棄物処理手数料の収入は、廃棄物を事業所搬入時に現金収入する方法と1箇月をまとめて翌月廃棄物搬入者に月末納期の納付書を交付して収入する方法により行われている。

これらが条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて、5月分の計量伝票、手数料総括決裁書、納付済通知書、収納金通知書等を抽出して調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

ウ 現金の取扱いについて

9月18日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は廃棄物処理手数料収納に係る会計管理者保管金及び計量伝票の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、最終処分場浸出水処理施設維持管理業務ほか24件で、契約金額788,677,943円(単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については令和2年度分の契約金額である。)、支出済額164,429,389円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調査書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

管理する施設は、北部環境事業所ほか10施設となっている。これら施設が「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に管理、執行されているかどうかについて調査した結果は次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況について

施設の公有財産台帳(副本)が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可の状況は、北部環境事業所における東京電力パワーグリッド株式会社藤沢支社ほか23件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料

条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の収入は適正なものとして認められた。

ウ 施設用地の借用について

施設用地の借用状況は、葛原最終処分場ほか2件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

エ 現地調査について

9月18日及び同月25日に現地調査をした結果、適切なものと認められた。

5 石名坂環境事業所

(1) 一般廃棄物処理手数料の収入は適正か

一般廃棄物処理手数料の収入状況は、調定額及び収入済額ともに12,182,790円となっている。

ア 調定額及び収入状況について

これらが「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、「同規則」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、4月分を抽出し、計量伝票、搬入搬出日報、納付済通知書、収納金通知書等を調査した結果、調定額及び収入済額は適正なものとして認められた。

イ 現金の取扱いについて

10月6日に石名坂環境事業所窓口の一般廃棄物処理手数料収納に係る会計管理者保管金及び一般廃棄物処理手数料収納金を実査した結果、現金残高は一般廃棄物処理手数料収納に係る会計管理者保管金及び計量伝票の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、石名坂環境事業所保守点検業務ほか11件で、契約金額452,027,708円（単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については令和2年度分の契約金額である。）、支出済額35,361,359円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命

令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

6 教育総務課

(1) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は、藤沢市立中学校課外活動費補助金ほか1件で、交付決定額39,297,983円、支出済額26,256,989円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(案)、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、令和2年度藤沢市八ヶ岳野外体験教室管理運営業務ほか4件で、契約金額248,956,244円(単価契約における概算契約金額を含む。)、支出済額57,032,468円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

7 教育指導課

(1) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は、藤沢市立小・中・特別支援学校教育課程推進事業等補助金で、交付決定額及び支出済額ともに10,555,000円となっている。

これが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(写)、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、白浜養護学校スクールバス運行業務ほか17件で、契約金額154,551,770円(単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については、令和2年度分の契約金額である。)、支出済額46,320,874円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検

査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

8 学務保健課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は，藤沢市公立学校県費負担教職員健康診断業務ほか 6 件で，契約金額 56,646,799 円（単価契約における概算契約金額を含む。），支出済額 272,250 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，同完了届，同完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(2) 学校事故措置に係る支出は適正か

義務教育諸学校の管理下における児童・生徒の災害に対しては，「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づく全国的な災害共済給付制度及び「藤沢市学校事故措置条例」に基づく見舞金制度が実施されている。

ア 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約について

共済掛金の支出状況は，33,982 人 31,524,060 円，給付状況は，589 件 7,811,628 円となっている。

これらが「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，災害共済給付契約名簿更新決裁書，共済掛金支払明細書，医療費支払請求書，医療費支払通知書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

イ 藤沢市学校事故措置条例に基づく見舞金について

見舞金の支給状況は，3 件で，支出済額 64,000 円となっている。

これらが「藤沢市学校事故措置条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，医療見舞金支給申請書，医療付加見舞金支給申請書，災害報告書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

9 学校給食課

(1) 学校給食費の収入は適正か

学校給食費の収入状況は，調定額 195,539,210 円，収入済額 2,771,421 円，収入

未済額 192,767,789 円（納期未到来分を含む。）となっている。

ア 算定及び減免措置について

学校給食費の算定が「藤沢市学校給食費に関する条例」，「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，給食費減額申請書，学校給食除外届等を調査した結果，適正なものと認められた。

イ 徴収について

学校給食費の徴収が「藤沢市財務規則」，「藤沢市学校給食費に関する条例」，「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，収納金通知書，納付済通知書，過誤納金還付命令書等を調査した結果，学校給食費の収入は適正なものと認められた。

（２）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は，藤沢市中学校給食（南部地区）調理業務ほか 12 件で，契約金額 321,822,983 円（単価契約における概算契約金額を含み，長期継続契約については，令和 2 年度分の契約金額である。），支出済額 6,256,030 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，12 件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

ただし，請求金額に誤りがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

（３）給食用食材の購入手続は適切か

給食用食材の購入状況は，予算執行額 214,835,690 円，支出済額 44,231,544 円となっている。

この購入手続が「藤沢市契約規則」，「藤沢市物品会計規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，7 月分を抽出して調査した結果，適切なものと認められた。

10 学校施設課

（１）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は，学校施設自家用電気工作物保安管理業務ほか 41 件で，契約金額 160,703,623 円（単価契約における概算契約金額を含み，長期継続契約につ

いては令和2年度分の契約金額である。), 支出済額 17,663,943 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、13 件を抽出して業務委託契約執行決裁書, 同契約書, 同部分完了届, 同部分完了検査調書, 支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

ただし, 業務委託部分完了に係る事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので, 今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 学校施設の使用許可事務及び使用料の収入は適正か

ア 学校施設の使用許可事務は適正か

学校施設の使用許可は 0 件, 目的外使用許可は, 国土交通省土地・建設産業局ほか 31 件となっている。

これらが「藤沢市立学校施設使用規則」, 「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」, 「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて, 行政財産使用許可申請書, 同決定通知書(写)等を調査した結果, 学校施設の使用許可事務は適正であると認められた。

ただし, 使用料のほとんどは免除になっているものの, 算定に誤りがあるものが見受けられたため, 今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 使用料の収入は適正か

小・中学校の目的外使用料の収入状況は, 5 件で, 調定額 12,193,372 円, 収入済額 5,558,863 円, 収入未済額 6,634,509 円(納期未到来分)となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」, 「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」, 「同施行規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて, 行政財産使用許可申請書, 行政財産目的外使用料減免申請書, 納入済通知書等を調査した結果, 収入済額は適正なものと認められた。

(3) 学校施設の管理は適切か

管理する施設は, 藤沢市立藤沢小学校ほか小学校 34 校(土地面積 559,625 m², 建物延面積 225,767 m²), 藤沢市立第一中学校ほか中学校 18 校(土地面積 401,349 m², 建物延面積 146,590 m²), 白浜養護学校(土地面積 11,123 m², 建物延面積 6,358 m²)となっている。

これら施設が「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に管理, 執行されているかどうかについて調査した結果は次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況について

これら藤沢市立学校の公有財産台帳（副本）が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

イ 施設の借用状況について

土地の借用については、藤沢市立明治小学校ほか3校で借用面積10,759.75㎡、年間借受料30,966,372円となっており、建物の借用については、藤沢市立明治小学校ほか12校で建物の借受面積7,327.48㎡、年間借受料76,715,531円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

11 学校

市立学校は、小学校35校、中学校19校、特別支援学校1校の計55校である。今回は、このうち藤沢小学校ほか16小学校、明治中学校ほか9中学校について調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みて学校への往査は省略し、質問書を各学校に送付した。今回は、その回答を検討することにより調査を行った。

（1）施設（敷地・建物）の管理は適切か

学校における施設の管理は、「藤沢市立学校の管理運営に関する規則」により各学校長が管理を総括することとされている。

管理状況について調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

（2）物品（備品）の管理は適切か

学校における物品（備品）の管理が、「藤沢市物品会計規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて備品受払簿等を調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

12 オンブズマン事務局

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

13 会計管理者会計課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

14 株式会社藤沢市興業公社

識見監査委員によるヒアリングを実施した。